

認定 NPO 法人自然再生センター 役員報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規定は NPO 法人自然再生センター定款第 18 条に定める役員報酬について必要事項を定めることを目的とする。

(報酬の定義)

第 2 条 報酬は毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）をいう。

(月額報酬)

第 3 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で月額報酬を受け取ることが出来る。報酬を受け取る役員および額については理事会において決定する。

第 4 条 役員は、事務局職員の最高額の 30 パーセントを月額上限とする。

附則 この役員報酬規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
この役員報酬規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。